

四
發行方法の適
用振替法のの
三
の 法 発 号 名
条 律 行 称
項 及 の 及
び 根 び
そ 拠 記
二
一
二 件 十 三
十 等 三 十
三 を 年 号
年 次 一 一
成 条 二 第
成 令 二 第
平 行 成 令
省 令 国 財
○

十三号
関する省令（昭和五十七年大蔵
五条第十項の規定に基づき、
月七日
二十五日に発行した利付国債の
とおり告示する。
利付国債
財務大臣
野田佳彦

後格競債定あ争争う札価振の法律社第二別年十財利
に競争市別入っ入入。格替適下へ平債第一法政三付
行争入場る参て札札に以機用一成第会計四回付
わ入札特も加、と發下競株に、第項に國庫
れ札發行者財同行による發行競争は、第項に國庫
るの行「のによる發行に付けるものとし、その規
入募「と参加者時と大に行い、日本銀行の振替に
札入とい・者と大に行い、日本銀行の振替に
での決う。第行に付けるものとし、その規
つ定。」第I（以下「度債入札価格」とい
てを及非限國る、「価額」とい
、しひ価格を國場で競格競入の規定
財た価格を國場で競格競入の規定

六

イ
發

入 価	入 価	・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 行	札 格 第 參 市 及 入 価	・ 別 債
發 競	發 競 II 加 場 び 札 格 第 參 市	
行 争 額	行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場	

づ 円 で 利 第 別 五 つ 定 う 額
 き 、 千 付 一 会 十 い に ち 面
 発 同 百 国 項 計 三 て 基 、 金
 行 法 九 債 の に 億 は づ 財 額
 し 第 十 に 規 関 八 、 き 政 で
 た 四 億 つ 定 す 千 額 發 法 一
 利 十 七 い に る 八 面 行 第 兆
 付 七 千 て 基 法 百 金 し 四 十
 国 条 千 は づ 律 五 額 た 条 億
 債 の 七 、 き 第 十 で 利 第
 に 規 百 額 發 四 万 五 付 一
 つ 定 七 面 行 十 圓 千 国 項
 い に 十 金 し 六 、 九 債 の
 て 基 万 額 た 条 特 百 に 規

五

口 イ
方 募

入 価 法 入
札 格 決
發 競 定
行 争 の

込 募 各 当 も 各 發 別 に ご 務
 み 限 国 て の 申 行 参 よ と 大
 の 度 債 る か 述 「 加 る に 臣
 応 額 市 。 ら み と 者 發 応 が
 募 の 場 そ の い ・ 行 募 各
 額 範 特 の う う 第 へ 限 国
 を 囲 別 応 ち 。 II 以 度 債
 割 内 参 募 応 非 下 額 市
 り に 加 頷 募 價 一 を 場
 当 お 者 を 價 格 国 定 特
 て い ご 頷 格 競 債 め 別
 る て と 次 の 争 市 る 參
 各 の 割 高 入 場 も 加
 申 応 り い 札 特 の 者

七

ハ

ロイ
払

ハ

ロ

行争非者特国	行争非者特国	入価込	行争非者特国
入価・別債	入価・別債	札格金	入価・別債
札格第参市	札格第参市	発競金	札格第参市
発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	行争額	発競Ⅱ加場
			発競Ⅰ加場

千 六 百 十 二 億 三 千 二 百 万 円

円 九 一 百 兆 九 八 十 四 七 億 五 千 九 百 九 十 九 万 円

百国条特
億債の別
円に規会
つ定計
いにに
て基関
'づす
額きる
面発法
金行律
額し第
でた四
千利十
六付七八国条特
十債の別
七に規会
億つ定計
円いにに
て基関
'づす
額きる
面発法
金行律
額し第
でた四
九利十
百付七十は
二付一八、
万千国項十額
七債の五面
百に規万金
七つ定円額
十いに、で
八て基同八
億はづ法十
四、き第六
千額發六億
七面行十八
百金し二千
九額た条五

十
十
三
二

十
十
口
イ
一

九
八

振額最
低額面
替單位
金

の経利入価・別債行争非者特国入価發
払過札格第参市及入価・別債札格行行
込利發競Ⅱ加場び札格第参市發競価
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場行争格日

(二) む十式は二
るにも号に、募・
も係發のによ払入一
のる行と規り込決パ
と所時す定算金定一
し得にるす出額のセ
て税お。るしに通ン
振がい期た加知ト
替源て日金えを
て口泉、に額、受
座徵そ払を次け
簿収の中さ利
のれ子い第のた
のれ子込二算者

額面金額の総額× $\frac{2.1}{100} \times \frac{36}{365}$

(一) 年

錢額錢額平す額の振五
面以面成るの記替万
金上金二。整載法円
額の額十三数又の
百そ百三倍は規
円れ円年年の記定
にぞに一月金録に
つれつき月一月はよ
きのき二十に、る
百応百五振よ最振
円募円七日も低替
七価七格日も額口
十格十五の面座
七五と金簿

二十九八七六十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限予以

平成大 臣から通知を受けた者
務大臣
二十三年一月二十五日
財務大臣から通知を受けた者
本面成利てを年銀金四子、支六行額十をそ払月百二支の期二円年払日と十に十う以し日つ二。前、及き月六各び百二月支十円十間払二日
額平るい日毎

$$\text{額面金額} \times \frac{21}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

初
期
利
子

規下は期た期平定、が金と成控得は出に住時額金にの口す次そ銀額し二除税外しは者にへ額よに座る号の行を、十すの国た、又おたにりつに期及翌休支次三る税法金前はいだ百算い記日び営業払の年こ率人額記外てし分出て載に第業う算六とをがに→國取、のしは又つ十日。式月が乗適當の法得当二た、はい六にたに二でじ用該算入す該十金前記にて号支當だよ十きたを非式でる國を額記録同に払たしり日。金受居にあ者債乗か→さじ。おうる、算を額け住よるがをじらのれ)。いへと支出支て以き払し払る者り場非発た当算るを所又算合居行金該式も

